

平成 31 年 3 月 29 日

住宅局 建築指導課

「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準（追補版）」の公表
～多様なニーズに対応した客室モデルのバリエーションの追加等～

国土交通省は、ホテルや旅館の適切なバリアフリー化をより一層進めるため、本日、バリアフリー設計のガイドラインである「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」を作成・公表いたしました。

1. 背景

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、利用者、建築主、審査者、施設管理者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定しています。

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、我が国における急速な高齢化の進行、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等を受け、ホテル又は旅館を含む建築物には、より一層のバリアフリー対応が求められています。

2. 主な内容

全国の建築物、特にホテルや旅館の適切なバリアフリー化をより一層進めるため、ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）を作成・公表しました。本ガイドラインでは、主に以下の項目について、従来の建築設計標準から記載の充実等を図っております。

- ① 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映
- ② 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加
- ③ 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加
- ④ 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

3. 添付資料

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）概要※

※本文は、以下のURLに掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

問い合わせ先	国土交通省住宅局建築指導課	企画専門官	高木（内線 39-515）
		課長補佐	飯田（内線 39-516）
	代表：03-5253-8111	直通：03-5253-8513	FAX：03-5253-1630